
緊急事態宣言の延長に対する対応について

当社では、1都3県の新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が3月21日まで延長されたことを受けて、お客様や従業員および協力会社に建設技能者等の生命・身体を守る観点から、引き続き下記の対応を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

お客様、関係者の皆様におかれましては、このような状況をご賢察いただき、なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象範囲

緊急事態宣言発令地域の本社、支店、営業所などの常設オフィス部門

2. 対応期間

2021年3月8日～3月21日まで

3. 対応方針

- ・原則、在宅勤務としてテレワークなどを強化します。
- ・不要不急の出張および移動は原則禁止とします。
- ・会議等の多人数が集まる場所への立ち入りは引き続き禁止とします。

3. 対象地域における工事について

対象地域で施工中の工事は、発注者と協議のうえ決定し、継続する場合は感染症防止対策を徹底いたします。

以上